

令和8年度 大三小学校いじめ防止基本方針

津市立大三小学校

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

そこで学校、家庭、地域社会が連携して、いじめ問題を克服するために、「大三小学校いじめ防止基本方針（以下、基本方針）」を定める。

1 いじめに対する基本的な考え方

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(2) いじめの態様

- ① 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ② 仲間はずれ、集団による無視をされる
- ③ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ④ 金品をたかられる
- ⑤ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ⑥ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ⑦ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

(3) いじめの理解

いじめは、どの子どもにも、どの学校にも、起こり得るものである。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童が入れ替わりながら被害も加害も経験する。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせうる。

加えて、いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級や通学団等の所属集団の構造上の問題（例えば無秩序性や閉塞性）、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気形成されるようにすることが必要である。

(4) 大三小学校のいじめについての基本的な考え方

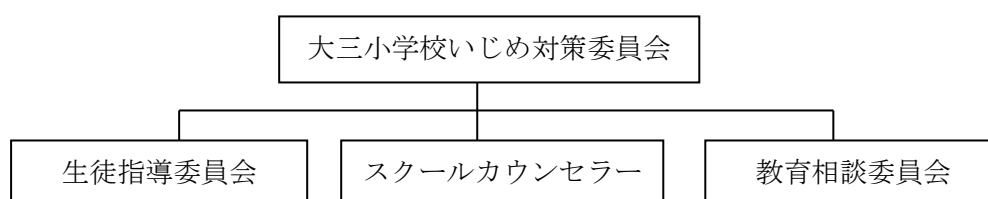
- ① いじめは、人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ② いじめられている児童生徒を徹底して守り通す。
- ③ いじめは、どの子どもにもどの学校にも起こり得るものである。
- ④ いじめの認知件数が増えることが問題ではなく、積極的に認知して解消を図ることが重要である。
- ⑤ いじめは、その行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑥ いじめは、学校、家庭、地域等すべての関係者が、社会総がかりで取り組むべき問題である。

2 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

(1) 組織の名称

いじめの防止等（防止、早期発見、対処）の対策のために「大三小学校いじめ対策委員会（以下、対策委員会）」を設置する。

(2) 対策委員会の組織図



(3) 対策委員会の役割

- ① 基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核となる役割
- ② いじめの相談・通報の窓口としての役割
- ③ いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動等に係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- ④ いじめの疑いに係る情報があった時には緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係ある児童生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を、学校が組織的に実施するための中核としての役割

3 いじめの防止等の対策のための具体的な取組

(1) いじめの防止

- ・ いじめを許さない雰囲気醸成
- ・ 社会性やコミュニケーション能力の育成
- ・ 自己有用感や自己肯定感の育成
- ・ 児童生徒自らがいじめについて学ぶような自主的な取組

(2) 早期発見

- ・ 定期的な児童生徒へのアンケート調査や教育相談の実施
- ・ 日常的な生活ノート（連絡帳）、家庭訪問等の取組
- ・ 教職員のチェックリスト等の作成や情報共有体制整備
- ・ 児童生徒や保護者が相談しやすい環境整備

(3) いじめに対する措置

- ・ いじめられた児童生徒、知らせた児童生徒の安全確保
- ・ 担任ひとりが抱え込まない情報共有体制、組織対応体制の確立
- ・ 保護者との連携、教育委員会への報告や関係機関との連携

(4) いじめ対応等に関する教職員の資質向上

4 重大事態への対処

(1) 重大事態とは

- ・ いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められるとき。
- ・ いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

(2) 重大事態発生時の対応

① 報告

学校は、重大事態が発生した場合、津市教育委員会を通じて津市長へ事態発生について報告する。

② 調査

ア 調査の趣旨及び調査主体

(ア) 調査は、重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するために行うものである。

(イ) 調査は、津市教育委員会の指導・助言のもと学校に調査組織を設け、必要な調査を行う。

イ 調査結果の提供及び報告

- (ア) 学校は、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して適切に情報提供する。
- (イ) 情報の提供にあたっては、他の児童生徒のプライバシー保護に配慮する。
- (ウ) 調査結果については、津市教育委員会を通じて津市長に報告する。
- (エ) 調査結果を踏まえて、いじめを受けた児童又はその保護者が希望する場合、当該児童又は保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて報告する。

5 保護者、地域等との連絡

(1) 保護者の役割

保護する児童等がいじめを行うことのないよう規範意識を養うための指導を行うとともに、いじめを受けた場合は適切にいじめから保護する。

また、保護者は学校等が講じるいじめの防止等に関する措置に協力するよう努める。

(2) 地域の役割

子どもが安心して過ごすことができる環境をつくることは、地域社会の大切な役割であり、地域において大人が子どもを見守ることも重要である。地域住民がいじめを発見したり、いじめの疑いを認めたりした場合は、学校や市教育委員会等の関係機関に速やかに情報提供や相談を行う。

(3) 学校・保護者・地域が一体となった取組

学校は、PTAの各種会議や保護者会等の機会を利用して、いじめの実態や指導方針等の情報提供を行ったり、学級通信や学年通信を通して協力を呼びかけたりして、保護者との連携を推進する。

また、学校は、いじめ防止基本方針をホームページ等で公開することで、学校、保護者だけでなく地域住民もまきこんで、地域ぐるみのいじめ防止対策を効果的に推進していく。